



令和3年5月12日

各位

会社名 新日本製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 後藤 孝洋
(コード番号：4931 東証第一部)
問合せ先 取締役 田上 和宏
(TEL. 092-720-5800)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、令和3年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び事業拡大に向けた機動的な資本政策の実行を目的として、自己株式の取得を実施します。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	280,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.29%)
(3) 株式の取得価額の総額	600,000,000円(上限)
(4) 取得期間	令和3年5月13日～令和3年10月29日

(参考) 令和3年4月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	21,682,225株
自己株式数	172,975株

以上